

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成26年1月14日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ゆめマート安芸津

(2) 所在地

東広島市安芸津町三津字皆実新開4397番20外

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
イズミ安芸津店	ゆめマート安芸津

(2) 大規模小売店舗を設置する者の所在地

変更前	変更後
広島市南区京橋町2番22号	広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西泰明	広島市南区京橋町2番22号
有限会社ながい	永井清之	東広島市安芸津町木谷129番地6

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西泰明	広島市東区二葉の里三丁目3番1号

3 変更年月日

変更に係る事項	変更年月日
大規模小売店舗の名称	平成25年12月1日
株式会社イズミの住所	平成25年11月25日
有限会社ながいの退店	平成22年3月31日

4 変更の理由

- (1) 会社方針のため。
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所の変更があったため。
- (3) 小売業を行う者の住所の変更及び退店があったため。

5 届出年月日

平成25年12月20日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成26年1月14日（火）から同年5月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課
東広島市西条栄町8番29号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年5月14日（水）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課